

第三回國會 内閣委員會議錄 第四号

昭和二十三年十一月二十二日(月曜日)

午前十一時十三分開議

出席委員

委員長 小川原政信君

理事 富田 昭君 理事 田中 稔男君

理事 福田 繁芳君 理事 菊池 義郎君

理事 植原悦二郎君 理事 富吉 榮二君

理事 山口 静江君 理事 山中 露史君

理事 田中源三郎君 理事 田中 健吉君

理事 黒田 壽男君 理事 北 二郎君

出席國務大臣 通信大臣 降旗 徳弥君

出席政府委員 總理府事務官 大野木克彦君

通信次官 鈴木 恭一君

委員外の出席者 専門員 龜掛川 浩君

十一月二十二日

委員片山哲君辭任につき、その補欠として片山港君が議長の指名で委員に選任された。

十一月十八日

電氣通信省設置法案(内閣提出第二七号)

の審査を本委員会に付託された。

同月十九日

水道行政統一等に関する陳情書(仙台市役所岡崎榮松外十九名)(第二七号)

林野砂防を建設省に移管反対の陳情書(岡山縣阿西郡豊永村會議長綱島鶴太郎外一名)(第三一八号)

行政整理実施の陳情書(徳島縣商工業會所会頭篠原浩一)(第三三八号)

第十類第一号 内閣委員會議錄 第四号 昭和二十三年十一月二十二日

道路運送行政の機構改革に関する陳情書(ニコニコ自動車株式會社社長漆川直右衛門)(第三四九号)

内閣總理大臣及び國務大臣の名称改正の陳情書(愛知縣西加茂郡小原村大字築平山田伊八)(第三六五号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

郵政省設置法案(内閣提出第二五号)

電氣通信省設置法案(内閣提出第二七号)

○小川原委員長 これより會議を開きます。

この際大野木行政管理局次長より發言を求められております。これを許します。

○大野木政府委員 ちよつと御了解を願つておきたいと存じますが、実は前會國家行政組織法のの一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げました中で、各省等の設置法案は今期國會に提出することはとりやめる旨を申し上げたのでございますが、実はそれは一般的の意味でございまして、緊急必要なものは例外として提出いたしましたので、御審議を願うことに相なりますので、言葉が足りませんでしたので、この際ちよつと説明を補充させていただきますたいと存じます。どうぞ御了承願ひたいと存じます。

○小川原委員長 お諮りいたします。ただいま大野木政府委員の説明につきまして、御質疑ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 御異議ないものとしまして、了承いたします。

○小川原委員長 この際お諮りいたします。現在本委員会におきまして審査中の郵政省設置法案及び電氣通信省設置法案に対して、通信委員長より連合審査會を開いてほしいとの申出があつたのであります。私といたしましてもしごくけつこうだと思ひますが、兩委員會の連合審査會を開くことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 御異議なければ、その通り確定いたします。ちよつと速記をやめて……

〔速記中止〕

○小川原委員長 速記を始めてください。

午前はこれにて休憩いたします。

午前十一時三十分休憩

午後二時四十九分開議

○小川原委員長 午前に引き続きましてこれより會議を続行いたします。

ちよつと御報告を申し上げます。本日日本委員會の委員の片山哲君が辭任せられましたので、そのかわりに片山港君をお迎えすることになりましたので、ここに御紹介申し上げます。

○片山委員 片山港でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○田中(健)委員 議事進行について申し上げます。先般の本委員会において、國家行政組織法の一部を改正する法律案について御審議なさつたのであります。当日私は公報の手違ひから、その委員會があることを承知しなかつたために、出席いたしませんでしたが、その場合において定足に足らない委員會をもつてこれを採決したといふことを、公報によつて私は承知いたしております。そこでこまかいことどもしいりくつは申し上げませんが、この改正の内容は國家行政組織法を昭和二十四年の一月一日から施行するとあるのを、四月一日に改める。つまり延期するといふ内容であります。これは前片山内閣時代、富吉通信大臣もおいでになり、この國家行政組織法のことについては十分承知しておつたのだらうと思ひます。しかるに一月一日に施行するのを四月一日に延ばすということになりますと、各省設置が、國家行政組織法の一月一日までに設置されないとすることになりますので、國家行政組織法の制定の趣旨に反するといふことになるわけでありまして、そこで一月一日までに間に合うか、間に合わないかということになります。と、現在開かれておる臨時國會、それから十二月一日に召集される通常國會もありまゝです。この今の國會と通常國會に法案を出してやつて見て、間に合わないという場合には、当然延期すべきであるけれども、何ら政府が前内閣以來本院に対して約束してあることを果さないで、一方的都合によつてこれを延ばすといふことは、

政府の怠慢だといふふうに私は考えておるわけでありまして。吉田内閣は、國家公務員法は前内閣の方針をそのまま踏襲しておるといふことをしばしばおつしやるけれども、それであるならば、やはり前内閣時代に、来るべき臨時國會、通常國會には必ず出して審議をお願いすると言つておる。この國家行政組織法施行に伴う諸提案を同時になさり、これを内閣から引継がなければならぬはずだが、内閣の都合のいいものは何だかんだと言つて引継いで、都合の悪いものは引継がない。四月一日まで延ばすといふことは、どう考えてみても、何か他に考えがあるならば別であつても、そうでない限りにおいては、前國會を通つたしましたところのこの國家行政組織法にのつとつて、各省設置法なり、その他行政機構設置に関する法律を出さなければならぬと私は思ひます。

そこでこの際私は委員長に対して異議を申し立てておきたいことは、前回の委員會において決定いたしました國家行政組織法の一部を改正する法律案、これは定足数を欠いてゐるということ、それからある委員に、私の場合においては公報が手元に到達しなかつた。こういういふ／＼な事情からいたしまして、これは何らかのこの際委員長が善処してもらいたい。こういうふうにお願ひしたいと思ふ次第であります。この点について委員長の見解をこの際お伺ひいたしておきたいと思ひます。私は法案の審議に當りまして、

この委員会は前總理大臣、前大臣などという方々がたくさんおられて、多分忙しくて定員をそろえるということに困難であるという事情がよく察しますが、政府に対して、あるいは当局に対して質問を答えるような場合には、これは委員会の申合せによつて定足数を欠いてやつてもいいけれども、採決する場合においては、やはり定足数をそろえて、その上で採決すべきである、こういうふうに考えるのであります。これがまた本院における各委員会の従来の慣例でもありますので、他に違つた意見を持ち、あるいは反対意見を持つてゐる者があるにもかかわらず、定足数をそろえないで採決するといふことは、慣例から考えても、当然違法だと思います。こういう見地に立ちまして、委員長がいかなる考えを持つておられるか、委員長の所見をお伺いいたしまして、なお納得しかねる点があれば、重ねてこの質問を繰返したいと思ひます。

○小川原委員長 お答えいたします。委員長は適法によつて処置いたしました、かように考えております。そのとき、どなたも御異議がございませんし、適法によつたものと信じておられます。これをもちましてお答えにかえたいのであります。

○田中(健)委員 適法とおつしやるけれども、何が適法かさつぱりわからなないので、適法でやつたと言われても、ちよつと納得いたしかねます。何かよるべきものがあつてやつたとおつしやるならば納得するのですが、もう少し詳細におつしやるのであれば、ただ適法でやつたというだけでは納得できない。

○小川原委員長 これはあなたも大体内容は御承知と考へます。突然のことではないと思ひます。委員長におきましては適法なりと信じて採決をいたしました。御了承願ひます。

○小川原委員長 それではこれより郵政省設置法案を議題とし、質疑に入りたいと思ひますが、ただいま政府より電氣通信省設置法案の説明をされたといふお申出がありましたから、この際同法案をあわせて議題とし、大臣より提案説明を聴取することにいたします。降旗國務大臣。

電氣通信省設置法案
電氣通信省設置法

目次

第一章 總則(第一條—第六條)
第二章 内部部局及び地方機關(第七條—第二十八條)
第一節 内部部局(第七條—第二十五條)
第二節 地方機關(第二十六條—第二十八條)
第三章 外局(第二十九條—第四十四條)
第一節 電波廳(第三十條—第三十八條)
第二節 航空保安廳(第三十九條—第四十四條)
第四章 附屬機關(第四十五條—第五十一條)
第五章 職員(第五十二條—第五十三條)
第六章 雜則(第五十四條—第五十六條)
附則
第一章 總則
(この法律の目的)

第一條 この法律は、電氣通信省の所掌事務の範圍及び權限を定めるとともに、第四條に掲げる事業を合理的、能率的に經營し、且つ、所掌行政事務を能率的に遂行するに足る組織の基準を定めることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律及びこの法律施行のための命令の解釈に關しては、左の定義に従ふものとする。

一 電氣通信業務 有線又は無線による電信、電話、模写電信、写真電信その他電氣的方法による送信又は受信によつて、意思及び事實を傳へ、又は受ける一切の手段を設備し、運用し、及び保存すること。

二 局内設備 電話交換局、中継局、端局の裝置等建物の内部に所在し、又は建物による保護を要する電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く)。

三 局外設備 陸線、地下ケーブル、架空ケーブル等建物による保護を要しない電氣通信裝置及び設備(在庫品を除く)。

四 電氣通信設備 電氣通信業務を行うため設備すべき業務用機器、建物及びこれらに附屬するもの等一切の物的設備

五 電氣通信活動 電氣通信業務の設定及び電氣通信設備の管理に必要な組織、經營及び運用に關する電氣通信省の一切の機能

六 私設設備 私設の電話交換裝置、電信又は電話の端末裝置、模写電信裝置、無線局(送信及び受信を含む)その他電氣通信設備であつて電氣通信省が所有するものでないもの又は直接に運用しないもの。

七 増設電話交換系 同一建物内の數個の室からなる事務所若しくは住宅又は同一構内の數個の建物からなる事務所若しくは住宅内の電氣通信業務の用に供される私有又は電氣通信省所有の交換設備及び電氣通信系。この場合において、すべての電話機は、同一の個人又は会社その他の團體が共通の事業又は活動をするために設備されるものとし、且つ、この通信系は、同一事業又は活動を行う同一建物内の諸事務室又は同一構内の諸建物等とこれらの外部にある加入電話との直接接続を行う施設を含み、又隣接しない建物若しくは敷地間の直接接続を行う施設を含まない。但し、共通でない事業又は活動を行う者に対して業務を提供するため、電氣通信省が特別の契約をしたものは、この限りではない。

八 電氣通信系 個々の裝置を一体的に組み合せて、一の電氣通信業務を行い得る系統にするような一切の設備の組み合せ。特定の用例をしない限り電氣通信省の運営するものをいう。

九 公衆電話 公衆の利用に供される加入電話以外の電話であつて、電氣通信省以外のいかなる個人又は機關も特に責任を有しないもの。

十 簡易公衆電話 契約によつて

通話料を徴収して當事者以外の者の使用にあつてゐることを認められた電話

十一 國際電氣通信業務 日本と日本の領土外の地点との間の電氣通信業務

十二 無線周波設備 無線電信、無線電話その他周波數毎秒一万サイクル以上の高周波電流を利用する設備(ケーブル搬送設備並びに二線式及び四線式線搬送設備を除く)及びこれに妨害を與えるおそれのある電波を放射する設備

十三 無線周波施設 無線周波設備とその運用及び操作に必要な要員とを備えた施設

十四 周波數 無線周波設備に使用し、又は無線周波設備から發生する電波又は電流の周波數

十五 航空保安施設 航空を援助する目的のため設けられた一切の施設(離着陸場を含む)及びこれに附屬するもの。

(設置)

第三條 國家行政組織法(昭和二十三年法律第二十号)第三條第二項の規定に基いて、電氣通信省を設置する。

2 電氣通信省の長は、電氣通信大臣とする。

(電氣通信省の任務)

第四條 電氣通信省は、左に掲げる國の公共業務(地方的のものを含む)を一体的に遂行する責任を負う唯一の政府機關とする。

- 一 電氣通信事業
- 二 電波管理業務
- 三 航空保安業務

2 電氣通信省は、前項の業務の外、有線施設設備の規律及び監督に関する事務をつかさどる。

3 電氣通信省は、前二項の業務を行うにあたり、公共に最大の利益をもたらすようにそれぞれ一体的な業務を設定し、運用し、及び管理し、並びに業務運営に最高度の能力を發揮するように努めなければならない。

(電氣通信省の権限)

第五條 電氣通信省は、この法律に規定する所掌事務を遂行するため、左に掲げる権限を有する。

一 法令の定めるところに従い、予算の範囲内で、所掌事務の遂行に必要な契約をすること。

二 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務施設、研究施設等を設置し、及び管理すること。

三 法令の定めるところに従い、所掌事務の遂行に必要な業務用資材、研究用資材、事務用品等を調達すること。

四 法令の定めるところに従い、不用財産を処分すること。

五 國家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)の定めるところに従い、職員任免、賞罰その他職員の身分に関する措置をすること。

六 國家公務員法その他の法令に触れない範囲で、職員の給与、勤務時間その他勤務の條件を定めること。

七 政府職員に対する厚生及び保健に関する法令の定めるところに従い、職員の厚生及び保健の

ため必要な施設を設備し、及び管理すること。

八 法令の定めるところに従い、職員を訓練すること。

九 法令の定めるところに従い、職員に貸與する宿舎を設置し、及び管理すること。

十 所掌事務の監察を行い、法令の定めるところに従い、必要な措置をすること。

十一 法令の定めるところに従い、所掌事務に關し損害を賠償し、又は損害の賠償を受けること。

十二 電氣通信省の公印を制定すること。

十三 所掌事務に關する統計及び調査資料を頒布し、又は刊行すること。

十四 所掌事務の周知宣傳を行うこと。

十五 所掌事務の遂行に支障のない範囲で、業務施設、業務用品又は電話番号簿その他電信電話の利用上必要な物を利用して、廣告業務を行うこと。

十六 電氣通信取扱局(分局及び委託によつて電氣通信業務を行う郵便局を含む。以下同じ)の窓口取扱時間及び取扱事務の範囲を定めること。

十七 電信及び電話の利用上必要な電話番号簿、特殊電信紙等の用品を調製し、及び賣りさばくこと。

十八 第二十四條第一号、第九号、第三十五條第一号及び第四十二條第九号に掲げる調査研究であつて、電氣通信省において

行うことを不利と認めるものを部外の研究機関に委託すること並びに政府機関、個人又は会社その他の団体の委託により、電氣通信技術に關する基礎的研究又は実用化を有償で行うこと。

十九 委託により、政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する施設電氣通信系を建設し、及び保存すること、政府機関、個人又は会社その他の団体からその専用設備を買収すること並びに電氣通信系を政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する契約をすること。

二十 法令の定めるところに従い、電氣通信業務及び電波管理業務の運営に必要な特許権及び実用新案権又はその実施権を取得すること。

二十一 法令により委任された範囲において、外國の政府その他の機関又は会社と國際電氣通信業務に關し、業務の設定、業務の運用上の諸事項、料率等について、國際的取極を商議し、及び締結すること並びに條約の規定に従い、その料金を減額し、又は増額すること。

二十二 法令の定めるところに従い、収入金を徴収し、所掌事務の遂行に必要な支拂をし、並びに受入及び支拂に關する報告及び會計の方法を定めること。

二十三 政府機関、個人又は会社その他の団体によつて所有される電氣通信設備の建設、設置又は運営に対する申請を許可する

こと。この許可は、運営上の必要に基き、且つ、第四條第一項及び第三項に規定する電氣通信省の職責を考慮して行うべきものとす。

二十四 法令の定めるところに従い、電波を統制し、監視し、及び規律すること。

二十五 法令により委任された範囲において、電波の管理に關する國際的取極を商議し、及び締結すること。

二十六 法令の定めるところに従い、無線周波施設を規律し、及び監督すること。

二十七 周波数標準値を定め、標準電波を放射し、及び標準時を放送すること。

二十八 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の最低動作基準を定めること。

二十九 法令の定めるところに従い、無線周波設備の機器の認定及び実地検査をすること。

三十 法令の定めるところに従い、無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格を定め、資格検定をし、及び運用及び操作の免許を與えること。

三十一 前号により運用及び操作の免許を與えられた者が、法令、電波法の規則又は日本を拘束する電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定を犯したことを電波法が十分に認め得る証拠のあつた場合に、その免許を取り消し、又は停止すること。

三十二 委託により、無線用水晶

片及び周波数測定器具を較正すること。

三十三 前各号に掲げるものの外、法令に基き電氣通信省に屬させられた権限

(事務の委託)

第六條 電氣通信省は、その所掌事務のうち現業に屬する事務の一部を郵便局に行わせることが経済的であると認めるときは、これを郵政省に委託することができる。この場合において電氣通信省は、委託した事務の範囲において、郵便局を直接指揮監督する。

第二章 内部部局及び地方機關

第一節 内部部局

第七條 電氣通信省(外局を除く)に大臣官房及び左の区分により局並びに國家行政組織法第二十一條の規定に基いて、總務長官官房、部、總務室及び研究所を置く。

總務長官官房

(業務部門)

周知調査局

計画局

營業局

運用局

國際通信部

業務總務室

(施設部門)

施設局

建設局

保全局

資材局

建築部

施設總務室

(事務部門)

人事局

電氣通信研究所

2 前項の局には、國家行政組織法第二十一條の規定により、必要な部を置くことができる。

3 第一項の研究所には、方式実用部、器材実用部、基礎研究部、試作部、特許出版部及び事務部の六部を置く。

4 第二項の部の設置及び所掌事務は、政令で定める。

5 第一項から第三項までに掲げる部には、國家行政組織法第七條第一項の課を置くことができる。

(特別な職)

第八條 電氣通信省に総務長官一人、理事二人を、研究所及び部に研究所長及び部長を置く。

2 総務長官は、各部門及び研究所を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

3 理事は、総務長官を助け、うち一人は業務部門の、他の一人は施設部門の各部署を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

4 研究所長は、総務長官を助け、研究所の各部を統轄し、その業務を執行する職責を有する。

5 部長は、上官の命を受け、それぞれ所部の事務を掌理し、その職員に服務についてこれを指揮監督する。

(大臣官房の事務)

第九條 大臣官房においては、電氣通信省の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を授受し、及び発送すること。

四 総合調整をすること。

五 法令案の審査その他法務に關すること。

六 一般会計の予算、決算等の取りまとめに關すること。

七 部局の設置及び廃止に關すること。

八 國會との連絡に關すること。

九 渉外事務に關すること。

十 監察を行うこと(総務長官官房において行うものを除く)。

十一 報道に關すること。

十二 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

(總務長官官房の事務)

第十條 總務長官官房においては、總務長官の職責に屬する事項に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に關すること。

二 総合調整をすること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 法令案の審査その他法務に關すること。

五 監察を行うこと。

六 職員の訓練の基本的計画に關すること。

七 経営分析に關すること。

八 他の部局の所掌に屬しない事務に關すること。

宣傳、出版その他公衆關係の計画を設定し、及び実施すること。

二 第五條第十五号に掲げる廣告業務に關すること。

三 世論を収集し、及び分析すること並びに公衆の不服及び申出を調査し、及び一般的事項にわたるものについて、回答すること。

四 私設設備を電氣通信系に統合するため、その所有者と交渉し、及びこれを取得すること並びに電信電話の特殊の需要に關し、調査し、交渉し、及び契約すること。

五 電氣通信業務に關し、現在及び將來の通信需要を基本的且つ第一次的に調査すること。

六 電氣通信業務に關する料率及び料金と定めること並びにこれに必要な資料を収集し、及び分析すること(國際通信部の所掌に屬するものを除く)。

七 一切の料率及び料金に關する情報を発表し、及び周知させること。

八 有線私設設備(搬送設備を含む)に關する業務上の條件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に關するものについては、電波廳と協議すること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信業務の周知及び調査に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

(計画局の事務)

第十二條 計画局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 前條第五号に掲げる調査及び關係部局の報告に基き、通信のそ通に必要な設備、回線及び局舎その他これに直接關係がある事項を調査し、計画案を作成し、施設局に送付すること。但し、局舎に關する計画については、施設部門の各部署の所掌に屬する事項を除く。

二 前号の計画の基礎となる業務標準を定めること。

三 施設を最も能率的且つ経済的に利用するため、回線経路、中継方式及び交換区域を定め、その他回線及び設備の利用計画を設定すること。

四 業務標準及び取扱方法及び施設の條件とが相互に適應するよう研究すること。

五 電信法(明治三十三年法律第五十九号)第三條及び無線電信法(大正四年法律第二十六号)第六條の規定に基き、私設設備を公衆通信の用に使用すること。

六 電氣通信取扱局の施設を最も有効且つ能率的に運用し得るよう、照明、通風、採暖等を含む局内設備の合理的配置及び整備基準を定め、その実施計画を立て、關係部局に送付すること。

七 施設部門の各部署の所掌に屬するものを除く。

八 業務部門の各部署の用に供する土地建物の需要計画及び処分計画を取りまとめ、施設局に送付すること。

九 前條第四号に掲げる事項に關し、周知調査局に必要な専門的

援助を與えること。

九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の計画に關し、電氣通信省の權限として法令の定める事項を處理すること。

(營業局の事務)

第十三條 營業局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電話の加入並びに電報の受付及び配達に關すること。

二 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、勧誘、廣告、宣傳、出版その他公衆關係の計画を実施すること。

三 公衆の不服及び申出を受け付け、及び周知調査局の立てた方針に従い措置すること並びにその資料を取りまとめ、周知調査局に送付すること。

四 電氣通信取扱局の窓口の設定及び廃止並びにその取扱時間及び取扱事務の範圍を定めること。

五 電信電話の營業上の業務取扱方法を定め、及び実施すること。

六 電信区画を設定すること。

七 電信電話に關する料金を徴収すること。

八 電話番号簿を編集し、発行し、及び配付し、又は賣りさばくこと並びに特殊領信紙等を調製し、及び賣りさばくこと。

九 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、營業上、郵便局を指揮監督すること。

十 前各号に掲げるものの外、電氣通信事業の營業上の事項に關し、電氣通信省の權限として法

令の定める事項を処理すること。

(運用局の事務)

第十四條 運用局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信設備を運用し、及び通信を透過すること。

二 電氣通信系に接続する私設設備の運用及び通信の透過を監督すること。

三 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

四 郵政省に委託した電氣通信省の所掌事務について、運用上、郵便局を指揮監督すること。

五 業務部門の各部署の提出する予算案を取りまとめること。但し、施設局において行うものを除く。

六 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、前号の各部署と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

七 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

八 周知調査局の立てた方針に従い、所掌事務について、对公衆関係の計画を実施すること。

九 第一号に掲げる事務について、取扱時間を定めること。

十 関係部署の用に供するため、

所掌事務に関する記録、統計及び資料を作成し、分析及び送付すること。

十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の運用に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(國際通信部の事務)

第十五條 國際通信部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 國際電氣通信回線及び設備の需要を充足するための計画案を作成し、施設局に送付すること並びに國內回線及び設備に関し、運用局及び計画局に連絡すること。

二 國際電氣通信業務を行い、その設備を運用し、及びその取扱条件を定めること。

三 政府機関、個人又は会社その他の団体の専用に供する國際電氣通信設備を設定し、運用し、及び管理すること。

四 國際電氣通信業務に関する料率及び料金を定め、これに関する資料を周知調査局に送付すること。

五 國際電氣通信業務の設定及び運用上の諸事項並びに料率に関し、外國の政府その他の機関又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

六 國際電氣通信料金の國際計算書を作成して外國の政府その他の機関又は会社と相互承認をし、その精算額の決済を行うこと。

七 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、

海岸局用、政府諸機関用等の國際電氣通信設備の全部又は一部を運用すること。

八 関係部署と協議し、又はその要求に基づき、國際電氣通信に関する條約案、協約案その他の法令案を作成すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

九 國際電氣通信連合との連絡に関すること及び電氣通信業務に関する國際的委員会、連合會議その他の類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に属するものを除く。

十 國際電氣通信業務の勧誘、廣告、宣傳、出版その他对公衆関係の計画に関し、周知調査局に必要な援助を與えること。

十一 前各号に掲げるものの外、國際電氣通信業務に関し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を処理すること。

(施設局の事務)

第十六條 施設局においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電氣通信施設の新設、拡張、撤去、取替及び轉用に関する關係部署の要求を技術的、經濟的に検討し、長期及び年度の工事計画及び基本計画を設定すること。

二 第十二條第一号の計画の基礎となる技術標準、電氣通信設備の建設及び保存に必要な技術規

準を定め、並びに電氣通信研究所の草案に基づき、機器、物品、

素材及び装置の仕様を定めること。

三 第一号の工事計画に基づいて物資の所要量を算定し、資材局に送付すること。

四 電氣通信設備の建設及び保存に必要なすべての機器、物品、素材、土地等に関する要求を作成し、それぞれの所管部署に送付すること。

五 電氣通信用建物の建設及び大修繕の計画を設定すること。

六 施設部門の各部署の予算案及び業務部門の關係部署の資本勘定に属する予算案を取りまとめ、経理局に送付すること。

七 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基づき、前号の各部署と協議して、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

八 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

九 電氣通信系において運用中の電氣通信設備の現場調査を行うこと。

十 電氣通信研究所の協力を得て、新しい電氣通信方式及び器材の商用試験を行うこと。

十一 機器、物品及び素材を購入するにあたり、製造の場所、受取の場所その他適当な場所において、仕様書及び契約条件と照合して検査すること。

十二 陸線、管路、有線回路、無

線回路等の設備について、これと類似の設備を所有し、又は運用する政府機関、個人又は会社その他の団体と共同に使用することに關し、企画し、契約し、その他必要な処理をすること。

十三 電氣通信系に接続する私設設備の工事設計、装置及び保存の標準を設定すること。

十四 電氣通信省に委任されたときは、警察用、航行用、氣象用、海岸局用、政府諸機関用等の國內又は國際電氣通信設備の全部又は一部を設計すること。

十五 有線私設設備(搬送設備を含む)に関する技術上の条件、方法及び手続を定め、並びにこれを監督すること。但し、無線周波設備に関するものについては、電波廳と協議すること。

十六 電氣通信技術に関する國際的委員会、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳、航空保安廳及び電氣通信研究所の所掌に属するものを除く。

十七 國際電氣通信設備の建設及び保存に関し、外國の政府その他の機関又は会社と結ぶ協定案を作成すること。

十八 電氣通信設備の建設及び保存に必要な船舶及び舟艇を建造し、購入し、修理し、及び保管すること。

十九 前各号に掲げるものの外、電氣通信設備の標準、工事計画、器材の取りまとめ、設計等

に關し、電氣通信省の権限とし

五

き、年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十一 職員訓練に關し、各部局に對し必要な勧告をすること。

十二 職員の職階、能率、勤務條件等に關する調査をし、及び統計を作成すること。

十三 前各号に掲げるものの外、人事に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(経理局の事務)

第二十三條 経理局においては、電氣通信事業特別会計に關し、左に掲げる事務をつかさどる。

一 關係部局の作成した予算案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

二 關係部局の作成した成立予算実行計画案を取りまとめ、及び意見を附して總務長官に上申すること。

三 前号の実行計画案が決定した場合、これを關係部局に通報すること。

四 決定された実行予算の実施を監視すること。

五 財政、金融、經濟事情を調査し、事業財政に及ぼす影響を検討し、予算の実行に關し他の部局に必要な勧告をすること。

六 会計に關する一切の決算をすること。

七 收入及び支出の調定及び出納をすること。

八 收入及び支出並びに資産及び負債の事業別分計をすること。

九 会計制度の研究をすること。

十 会計及び財務に關する法令及び手続を立案し、及び実施すること。

十一 原簿計算に關すること。

十二 資金を統制し、管理し、及び調達すること。

十三 契約手続を定めること。

十四 各部局の契約等の計画を取りまとめること。

十五 支拂計画を設定し、及び關係部局に通知すること。

十六 軍票の受拂處理をすること。

十七 契約の締結、收入及び支出の決定並びに資金、物品その他財産の管理の責任を有する職員に對する會計監査をすること並びに總原簿又は補助簿への仕訳記入の確證をすること。

十八 小切手及び國庫金振替の認証をすること。

十九 會計及び財務に關する統計を作成し、並びに電氣通信省の所掌事務に關する統計の基本計画を設定すること。

二十 電氣通信事業の原價計算をし、及び料金の合理化の研究をすること。

二十一 固定資産の記録を保持し、國有財産及び借入不動産を管理すること。

二十二 所部の職員を訓練すること。

二十三 前各号に掲げるものの

外、財務、會計及び統計に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(電氣通信研究所の事務)

第二十四條 電氣通信研究所においては、左に掲げる事務をつかさどる。

(方式実用化部)

一 電氣通信方式(裝置を含む。以下本條中同じ。)の実用化(研究を要する改良を含む。以下本條中同じ。)及び現場試験を行うこと。

二 前号の実用化に基き、新規の又は改良された電氣通信方式の工事、運用、保存等に必要の実施規程の草案を作成し、施設局に送付すること。

三 電氣通信方式の仕様書の草案を作成し、施設局に送付すること。

四 施設部門の各部局の使用する電氣通信方式の検査実施規程及び検査指図規程の草案を作成し、施設局に送付すること並びに試験裝置の実用化を行うこと。

五 電氣通信方式に關し、その製造業者に必要な技術的資料及び助言を與へること。

六 第五條第十八号の規定に従い、第一号の実用化の事務の一部を外部の研究機関に委託すること。

七 第五條第十八号の規定に従い、委託された電氣通信方式の実用化を行うこと。

八 電氣通信用器材に關し、第一

号から第七号までに掲げる事務に相當する事務を行うこと。

(基礎研究部)

九 方式実用化部及び器材実用化部の行う実用化と電氣通信技術の將來の發達とに必要な基礎的研究を、電氣通信又はこれに關連する科學諸分野において行うこと。

十 第五條第十八号の規定に従い、前号の基礎的研究の一部を外部の研究機関に委託すること並びに委託により基礎的研究を行うこと。

(特許出版部)

十一 電氣通信活動に必要な電氣通信技術に關する特許權及び實用新案權の取得、実施及び調査に關すること。

十二 研究所の運営に必要な圖書、出版及び周知に關すること。

十三 試作設備を設置し、並びに實用化及び基礎的研究に必要な試作業務を行うこと。

十四 研究所の所掌事務に關する機密に關すること。

十五 予算が成立した場合は、上官の定めた実行予算編成方針に基き、研究所の年度及び四半期別の成立予算実行計画案を作成し、経理局に送付すること。

十六 事業計画の変更に伴い、又は経理局の財政上の勧告に従つて、成立予算実行計画の修正案を作成し、経理局に送付すること。

十七 研究所の事務遂行にもつぱら必要な機器、物品及び素材を調達し、出納し、及び保管すること。但し、調達については、資材局で有効に調達し得る場合を除く。

十八 研究所の管理に屬する土地、建物及びこれに附帶した工作物の建設及び修繕の計画案を作成し、施設局に送付すること。

十九 電氣通信技術の調査及び研究にもつぱら必要な研究施設を設置し、及び管理すること。

二十 電氣通信技術の調査及び研究に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。但し、電波廳及び航空保安廳の所掌に屬するものを除く。

二十一 前各号に掲げるものの外、電氣通信技術の調査及び研究に關し、電氣通信省の権限として法令の定める事項を處理すること。

(各部局の共通事務)

第二十五條 第七條第一項の各局、部及び研究所においては、第十一條から第二十條まで及び前三條に掲げる事務の外、各その所掌事務の範圍において、左に掲げる事務をつかさどる。

一 法令、規程及び規約を立案し、及び実施すること。

二 予算に關する要求案を作成し、及び決定された実行予算を実施すること。

三 統計及び資料を收集し、及び分析すること。

四 職員との給與、身分等に関する意見を提出すること。 五 職員の需要及び採用に関する計画案を作成すること。 六 職員の名簿に附する事項。 七 職員の名簿に附する事項を整理すること。 八 職員の名簿に附する事項を整理すること。 九 職員の名簿に附する事項を整理すること。 十 機器、物品及び素材に関する要求案を作成すること。 十一 事務処理の基準、標準実施方法及び取扱手続を定めること。 十二 所掌事務の正当な管理をするため、業務又は施設の突地検査を行うこと。	を置く。にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員に服務につきこれを指揮監督すること。 第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。 2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。 3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。 4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。	便宜又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用することを確保することを任務とする。 2 電波監理の長は、電波監理長官とする。 (内部部局) 第三十一條 電波監理に、長官官房及び左の各部を置く。 法規經濟部 施設監督部 技術部 監視部 (長官官房の事務) 第三十二條 長官官房においては、電波監理の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。 一 機密に關すること。 二 公印を制定し、及び管理すること。 三 公文書を編集し、及び保存すること。 四 総合調整をすること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従ひ許可書等を作成すること。 六 分限に關すること。 七 監察を行うこと。 八 報道に關すること。 九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。	十 職員との訓練計画を設定し、及び実施すること。 十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。 十二 職員の名簿及び保健並びに宿舍に關すること。 十三 予算及び成立予算の實行計画を取りまとめ、並びに實行予算の實施を監視すること。 十四 歳入歳出の測定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な事務を處理すること。 十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。 十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。 十七 國有財産を管理すること。 十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。	地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範圍内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。 二 電波監理の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。 三 第一号に掲げる範圍において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。 四 無線周波施設の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。 (施設監督部の事務) 第三十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
2 地方電氣通信局は第七條第一項に掲げる各部局(電氣通信研究所を除く。)の事務の一部を、地方電氣通信部は地方電氣通信局の事務の一部を、地方電氣通信管理所は地方電氣通信部の事務の一部を、地方電氣通信取扱局は地方電氣通信管理所の事務の一部をそれぞれ分掌する。 3 地方機関(地方電氣通信取扱局	を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員に服務につきこれを指揮監督すること。 第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。 2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。 3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。 4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。	便宜又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用することを確保することを任務とする。 2 電波監理の長は、電波監理長官とする。 (内部部局) 第三十一條 電波監理に、長官官房及び左の各部を置く。 法規經濟部 施設監督部 技術部 監視部 (長官官房の事務) 第三十二條 長官官房においては、電波監理の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。 一 機密に關すること。 二 公印を制定し、及び管理すること。 三 公文書を編集し、及び保存すること。 四 総合調整をすること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従ひ許可書等を作成すること。 六 分限に關すること。 七 監察を行うこと。 八 報道に關すること。 九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。	十 職員との訓練計画を設定し、及び実施すること。 十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。 十二 職員の名簿及び保健並びに宿舍に關すること。 十三 予算及び成立予算の實行計画を取りまとめ、並びに實行予算の實施を監視すること。 十四 歳入歳出の測定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な事務を處理すること。 十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。 十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。 十七 國有財産を管理すること。 十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。	地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範圍内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。 二 電波監理の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。 三 第一号に掲げる範圍において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。 四 無線周波施設の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。 (施設監督部の事務) 第三十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
3 地方機関(地方電氣通信取扱局	を除く。)にそれぞれ長一人を置く。地方機関の長は、それぞれ上官の命を受け、その所部の事務を掌理し、所部の職員に服務につきこれを指揮監督すること。 第二十七條 地方電氣通信局は、東京都、長野市、名古屋市、金沢市、大阪市、廣島市、松山市、熊本市、仙台市及び札幌市に置く。 2 地方電氣通信局の名称、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、政令で定める。 3 電氣通信大臣は、地方機関の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。 4 地方電氣通信局以外の地方機関及び前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信大臣が定める。	便宜又は必要のため公平且つ能率的な方法で使用することを確保することを任務とする。 2 電波監理の長は、電波監理長官とする。 (内部部局) 第三十一條 電波監理に、長官官房及び左の各部を置く。 法規經濟部 施設監督部 技術部 監視部 (長官官房の事務) 第三十二條 長官官房においては、電波監理の所掌事務に關し、左に掲げる事務をつかさどる。 一 機密に關すること。 二 公印を制定し、及び管理すること。 三 公文書を編集し、及び保存すること。 四 総合調整をすること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供させることについての法規經濟部及び施設監督部の意見を取りまとめて電波監理長官に提出すること並びにその決裁に従ひ許可書等を作成すること。 六 分限に關すること。 七 監察を行うこと。 八 報道に關すること。 九 各部の収集した統計及び資料を取りまとめ、分析し、及び保存すること。	十 職員との訓練計画を設定し、及び実施すること。 十一 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に關する事項を處理すること。 十二 職員の名簿及び保健並びに宿舍に關すること。 十三 予算及び成立予算の實行計画を取りまとめ、並びに實行予算の實施を監視すること。 十四 歳入歳出の測定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従ひ、必要な事務を處理すること。 十五 機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びに機器、物品及び素材を割り当て、調達し、出納し、及び保管すること。 十六 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。 十七 國有財産を管理すること。 十八 他の部の所掌に屬しない事務に關すること。	地域的な條約、規則及び協定に關すること。但し、この基準、資格、運用方法等の範圍内で第七條第一項に掲げる各部局がこれらの事項を定めることを妨げるものではない。 二 電波監理の所掌事務に關し、國際電氣通信連合との連絡に關すること並びに電波に關する國際的委員會、連合會議その他類似の會議に代表者を派遣すること。 三 第一号に掲げる範圍において、電波に關する國際的及び地域的な條約、規則及び協定その他の法令を立案すること。 四 無線周波施設の運用又は操作に従事する者の資格及び免許に關すること。 五 無線周波施設の許可(無線周波施設の建設許可を含む)並びに許可された無線周波施設について法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、法律的、経済的及び社会的な審査を行うこと。 七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に關する法規的な事務を處理すること。 (施設監督部の事務) 第三十四條 施設監督部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 無線周波施設の許可（無線周波設備の建設許可を含む。）について技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

二 無線周波施設を分類し、その業務を定めること。

三 電波の型式、周波数、呼出符号、運用時間その他無線周波施設の運用に関する条件を定めること。

四 電波に関する国際的及び地域的な条約、規則及び協定に従い無線周波施設の許可、廃止等に関し、国際周波数登録委員会に対し通告その他の連絡をすること。

五 無線周波施設の規律及び監督に関すること。

六 無線電信法第六條の規定に基づき、私設の無線電信又は無線電話の施設を公衆通信の用に供することについて、技術及び運用上の見地から審査を行うこと。

七 前各号に掲げるものの外、電波の統制及び規律に関し技術及び運用面の事務を処理すること。

（技術部の事務）

第三十五條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波施設の所掌事務を遂行するために必要な無線技術の基礎的又は実用化に関する研究及び調査をし、又は第五條第十八号の規定に従い、これを部外の研究機関に委託すること。

二 前條第三号の規定による指定

のために、周波数を選定すること。

三 周波数標準値を定め、標準電波を発射し、及び標準時を放送すること。

四 無線周波設備の機器の最低動作基準を定め、並びにその認定及び実地検査をすること。

五 電波の傳播の状況を予報し、及び電波傳播の異常に関して警報を発すること。

六 電波の規律、標準電波の発射及び無線報時等電波管理に必要な施設を計画し、設置し、及び管理すること。

（監視部の事務）

第三十六條 監視部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 電波の監視及び規正に要する施設を計画し、設置し、及び管理すること。

二 電波を監視し、及び規正すること。

三 不法に施設された無線周波施設を探索すること。

四 電波に関する国際的及び地域的な条約、規則及び協定に従い、電波の監視及び規正に関し、国際電波監視機関との連絡及び資料の交換を行うこと。

五 無線用水晶片及び周波数測定器具を校正すること。

（地方支分部局）

第三十七條 電波施設の地方支分部局として、地方電波管理局を設く。

2 地方電波管理局の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名 称	位 置	管 轄 区 域
関東電波管理局	東京都	東京都 神奈川縣 埼玉縣 群馬縣 千葉縣 茨城縣 栃木縣
信越電波管理局	長野市	長野縣 新潟縣
東海電波管理局	名古屋	愛知縣 三重縣 靜岡縣 岐阜縣
北陸電波管理局	金沢市	石川縣 福井縣 富山縣
近畿電波管理局	大阪市	大阪府 京都府 兵庫縣 奈良縣 滋賀縣 和歌山縣
中國電波管理局	廣島市	廣島縣 鳥取縣 島根縣 岡山縣 山口縣
四國電波管理局	松山市	愛媛縣 德島縣 香川縣 高知縣
九州電波管理局	熊本市	熊本縣 鹿兒島縣 福岡縣 大分縣 佐賀縣
東北電波管理局	仙台市	宮城縣 福島縣 岩手縣 青森縣 山形縣 秋田縣
北海道電波管理局	札幌市	北海道

3 地方電波管理局は、電波施設の事務の一部を分掌するものとし、その範囲は政令で定める。

4 地方電波管理局の内部組織は、電氣通信省令で定める。

5 電氣通信大臣は、地方電波管理局の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。

6 前項の出張所の名称、位置、管轄区域、所掌事務の範囲及び内部組織は、電氣通信省令で定める。

（電波施設の権限）

第三十八條 電波施設は、その所掌事務を遂行するため、第五條第一号から第十四号まで、第十八号、第二十号及び第二十二号から第三十三号までに掲げる権限を行使することができる。

2 電波管理長官は、電波施設の所掌事務の一部を第七條に掲げる内部部に委託することが経済的であると認めるときは、電氣通信大臣の承認を経て、これを委託すること。

第二節 航空保安廳

（航空保安廳の任務及び長）

第三十九條 航空保安廳は、航空保安に関する事務を行うことをその任務とする。

2 航空保安廳の長は、航空保安廳長官とする。

（内部部局）

第四十條 航空保安廳に、左の二部を置く。

事務部

技術部

（事務部の事務）

第四十一條 事務部においては、左に掲げる事務をつかさどる。

一 機密に関すること。

二 公印を制定し、及び管理すること。

三 公文書を編集し、及び保存すること。

四 総合調整をすること。

七 調査及び統計に関すること（技術部の所掌に属するものを除く。）。

八 法令、規程及び規約を立案すること。

九 所部の職員の訓練計画を設定し、及び実施すること。

十 職員に關し、任免、勤務條件、服務規律、勤務成績、人事記録等の身分及び給與に關すること並びに職員の結成する団体との交渉及び職員の苦情の処理等に関する事項を處理すること。

十一 職員の厚生及び保健並びに宿舎に關すること。

十二 歳入歳出の調定及び出納並びに財務及び會計に關する法令の定めるところに従い、必要な事務を處理すること。

十三 機器、物品及び素材を調達すること。

十四 土地、建物、工作物及び舟艇を調達し、及び管理すること。

と。
十五 國有財産を管理すること。
十六 前各号に掲げるものの外、技術部の所掌に属しない事務に關すること。
(技術部の事務)
第四十二條 技術部においては、左に掲げる事務をつかさどる。
一 航空保安施設を建設し、保存し、運用し、及び管理すること。
二 航空保安施設の建設及び保存計画を設定すること。
三 航空保安施設の運用に關する手続を定め、及び実施すること。
四 航空保安施設の建設及び保存のための機器、物品及び素材の需要計画を設定し、並びにこれを出納し、及び保管すること。
五 前号の機器、物品及び素材の仕様を作成し、設計し、及びその製作を監督すること。

六 第四号の機器及び物品の修理に關すること。
七 航空保安施設の建設、保存及び修繕に關する工事を設計し、実施し、及び監督すること。
八 航空保安施設の建設、保安及び運用に關する技術標準を定めること。
九 航空保安施設の改善のための調査、研究、試験及び試作をし、又はこれを部外の研究機關に委託すること。
十 航空保安業務の國際的協力のために開催される國際會議に代表者を派遣すること。
十一 所部の職員に關すること。
(航空保安廳の機關)
第四十三條 電氣通信大臣は、所要の地に左の上欄に掲げる機關を置く。その目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

名 称	目 的
航空保安事務所	航空保安施設を建設し、保存し、及び運用すること(航空標識所の所掌に属するものを除く。)
航空標識所	航空無線標識施設及び航空無線通信施設を保存し、及び運用すること。

2 航空保安事務所及び航空標識所の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
3 電氣通信大臣は、第一項の機關の事務の一部を分掌させるため必要がある場合は、出張所を設けることができる。その名称、位置及び所掌事務の範圍は、電氣通信大臣が定める。
(航空保安廳の權限)
第四十四條 航空保安廳は、その所掌事務を遂行するため、第五條第

一号から第十四号まで、第十八号、第二十号、第二十二号及び第三十三号に掲げる權限を行使することができる。
第四章 附屬機關
(附屬機關)
第四十五條 第五十一條に規定するものの外、電氣通信省に置かれる附屬機關は、左の通りとする。
電氣通信審議會
病院、診療所及び療養所
職員訓練所

電波観測所
(電氣通信審議會)
第四十六條 電氣通信審議會(以下審議會という)は、第四條に掲げる業務の健全且つ能率的な運営を図るための機關とする。
2 審議會は、第四條に掲げる業務に關し、電氣通信大臣の諮問する事項(電波規正審議會に諮問する事項を除く。)を調査審議し、電氣通信大臣に答申する。
3 審議會は、必要がある場合は、第四條に掲げる業務に關する重要事項について關係大臣に建議することができる。
4 審議會の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、政令で定める。
(病院等)
第四十七條 病院、診療所及び療養所は、電氣通信省の職員及びその

家族の健康を保持するための機關とする。
(職員訓練所)
第四十八條 職員訓練所は、電氣通信省の職員の訓練を行うための機關とする。
(電波観測所)
第四十九條 電波観測所は、電氣通信研究所の研究に伴う電波傳はんの観測を行うための機關とする。
(名称等)
第五十條 第四十五條に掲げる附屬機關(電氣通信審議會を除く。)の名称、位置及び内部組織は、電氣通信省令で定める。
(その他の附屬機關)
第五十一條 左の表の上欄に掲げる機關は、電氣通信省の附屬機關として置かれるものとし、その設置の目的は、それぞれ下欄に記載する通りとする。

種 類	目 的
電氣通信省共済組合 審査會	電氣通信省共済組合の給付に關する決定又は掛金の徴收に關して組合と組合員との間に紛争を生じた場合、その紛争処理機關として、公平な審査をし、及び裁決をすること。
電氣通信省共済組合 運営審議會	電氣通信省共済組合の運営に關する事項を調査審議すること。
電波規正審議會	電波の規正技術に關する事項を調査審議すること。
非常無線通信審議會	非常無線通信の運用について調査審議すること。
無線従事者資格檢定 審議會	無線周波設備の運用又は操作に従事する者の資格檢定に關し、調査審議すること。

2 前項に掲げる附屬機關の組織、所掌事務及び委員その他の職員については、他の法律(これに基く命令を含む。)に別段の定めがある場合を除く外、政令で定める。
第五章 職員
(職員)
第五十二條 電氣通信省に置かれる職員については、國家公務員法の定めるところによる。
(定員)
第五十三條 電氣通信省に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第六章 雜則
(權限の委任)
第五十四條 電氣通信大臣は、この法律に定める權限で細目の事項に關するものを、職務規程を定め、内部部局、地方機關及び附屬機關並びに電波廳(地方支分部局を含む。)及び航空保安廳に委任することができる。
(組織の細目)
第五十五條 電氣通信省の組織の細目については、この法律に規定するものの外、政令で、又は政令の委任により電氣通信大臣が定める。

附 則
この法律は、昭和二十四年四月一日から施行する。
○降旗國務大臣 午前の本委員會において行政管理廳次長の大野木君から、國家行政組織法と郵政法並びに電氣通信省設置法案に關して御説明があつたようでありまして、これは大野木君の説明にあります通りに、この二法案

だけは、ぜひとも本期国会に通過をお願いしたいという絶対的な必要があるものでありまして、その辺を特に御了承を願つておきたいと思ひます。

次に電氣通信省設置法案についての概略を御説明申し上げたいと思ひます。お手元に配付されております図解を御一覽願ひたいと思ひます。この図解によりまして、大臣のもとに政務次官、次官、かやうになつております。この次官のもとに総務長官がありまして、この総務長官のもとに業務部門と施設部門と事務部門と電氣通信研究所、この四つにわかれております。業務部門には周知調査局、計画局、營業局、運用局、國際通信部、業務總務室、この四局一室があります。施設部門には施設局、建設局、保全局、資材局、建築部、施設總務室、この四局一室があります。事務部門には人事局、経理局、この二局があります。総務長官の下に理事が二名つくとになつております。この理事の一名は先ほど申しました業務部門を監督し、他の一名は施設部門を監督することになつております。これが大体本省の機構であります。外局といたしましては二廳ありまして、その一つは電波廳であり、他の一つは航空保安廳になつております。本省の下には、図解でござらんになるように、地方電氣通信局というのがあります。これは現在の通信局の所在地に設けることになつております。その下に地方電氣通信部があります。予定になつております。その下に地方電氣通信管理所というのがあります。これは地方事務所または郡単位、あるいは市におきましては特別な市に

置くことになつております。その下には地方電氣通信取扱局というのがあります。これは現在の郵便局を意味してあるものであります。外局二廳の方について申しますと、電波廳の下には法規經濟部、施設監督部、技術部、監視部、この四部があります。その下には地方電氣通信局がありまして、航空保安廳の下には事務部と技術部があります。その下の組織といたしましては航空保安事務所と航空標識所、この二つを設けることになつております。

以上が大体の説明でありまして、これらの機構に対して國家行政組織法との關係あるいは現在の機構との關係につきましては、事務次官より詳細に御説明申し上げることになつております。それから御聴取を願ひたいと思ひます。以上をもちまして電氣通信省の大体の構想を申し上げた次第であります。

○鈴木(泰)政府委員 先般郵政省並びに電氣通信省を設置いたしましたに至つた理由については、詳細にわたつて大臣より御説明があつたのでございまして、なほただいま大臣の言われまじき意味において、この表を中心としたしまして御審議の御便宜のために御説明申し上げたいと存じます。

先般大臣からお話ございましたように、この機構を設置いたしますについては、七月二十二日のマッカーサー書簡の第六項によりまして、從來通信省が二つの總局制をもちまして御審議をいただいたことが、二つのエー・ジェンシーといふことにかつたのは、御承知の通りであります。そこでお手元の方に御参考のために差上げてございまして、一九四八年七月二十二日

付、連合軍最高司令官より内閣總理大臣に於てた書簡が、今申しましたものでございまして、その第六項のところに「さらにまた、能率増進のために、通信省の完全な再編成が実施されることとが望ましい」と信ずる。そのためには政府の郵便事業を他の業務から切り離し、通信省にかつて内閣の内部に二つの機關を設置することが考えられる。」さらに九月九日に、これはお手元に差上げてあります、日本政府に対する覚書、通信省の機構問題に関する共同委員会報告というのがございまして、これが先般大臣から申し上げましたスキアピンの五九八五、續いて十六日に同様五九八五のAの一というものがあつております。これに基いてこの立案がなされておるのでございまして、ここに添付してある表と今度の機構の表とは大体合つておるのであります。

が、御案内のように行政機構を極力簡素化したという考えをもちまして、実は両省におきましてデパートメントの組織があつたのでございまして、郵政におきましては四つのデパートメント、電氣通信におきましては三つのデパートメントと一つの研究所といふことになつておつたのであります。ただいまお手元にさし上げた表でござらんになります通り、デパートメントといふ組織は、一應郵便の方におきましては局という形になつておられますし、また電氣通信省の方におきましては、一つの部門として組織の中に入れてなかつたのでございまして、この表で總務長官の下に、業務部門と施設部門と事務部門と研究所といふことにかつて入れられてございまして、これは別に組織として

ては設けておらないのであります。その点がスキアピンと非常にかつておる点でございまして、

それから現在の行政組織法とどういふふうな關係になつておるかと思ひます。と、結局この法案は現在の行政組織法にのつてきておるのでございまして、御承知のように、電氣通信においても、郵便においても、現業官廳でございまして、組織法の二十一條によりまして、多少他の一般の行政官廳とは違つた定めをなすことができる建前から、特に一般の設置法とは違つておるかと思ひます。その一つは總務長官の問題、これは電氣通信省設置法の第八條によりまして、總務長官が設けられておること、それからなお第八條の三項に理事といふ官名が出ております。これは業務部門、施設部門をおのづから担当する一つの機關といたしましてここに理事を配置いたしましたのでございまして、また組織の面におきましては、局のほかここに業務部門におきましては國際通信部であるとか、事務總務室といつたやうなものもございまして、この部、室を置きましたのもそれでございます。また地方電氣通信局、地方電氣通信部、地方電氣通信管理所といつたやうな地方部局に対しましては、一般の行政組織法によりましては、分、部、局でなく、一つの現業機關、すなわち地方機關として存置されております。なおこの電氣通信研究所は二十一條の現業官廳としての特別機關であります。これは申し上げるまでもございせん。行政組織法関係で電氣通信省関係におきまして申し上げることは大体その程度でございまして、

次に郵政省関係におきまして、組織法等の關係でございまして、お手元に機構図解が出ておられますが、ただいま申しましたように、スキアピンでは監察と、郵務と、貯金と簡易保險、これはいわゆるデパートメントといふ表現をいたしております。私どももいたしましては、總局といふことにいたしました。それならいかにも思つたのであります。局といふことに相なつたのでございまして、これをつかさどる局長の地位でございまして、これは先ほど電氣通信の際に申しましたように、理事四名を置くことにいたしました。理事をもつて局長に當ることになりました。これが二十四條でございまして、なおここに表に出してあります通り、監察、郵務、貯金、簡易保險には、それ／＼三部ないし四部の部制を置いております。これはやはり二十一條關係になるのであります。これは設置法第五條に規定してあるものでございまして、なお地方郵政監察局、地方郵政局、地方貯金局、地方簡易保險局といつたやうなものが支、分、部、局でなく、一つの地方機關、であります。これは電氣通信省で申し上げますと同一でございまして、それから機構はどういふふうになるかといふことになりまして、いま一枚の現在の機構図解がございまして、これによりまして電氣通信の方を申し上げますと、次官の下に電氣通信の事業經營の主体としてここに總務長官がございまして、そして總務長官が從來主として電務局と工務局の仕事が主体となるのであります。が、御案内のように現在の通信省は電氣、通信、郵便、貯金、保險の五つの

仕事を渾然一体としてやつておるのであります。これが二つにわかれます。一つは、現在の機構のどの部門にも両者の仕事があるわけでございます。ことに総務局予算関係、あるいは労務局人事関係、郵務局は別でございますが、あと資材、営繕、こゝういったものは全部共通にやつております。ところが今度はそれを総務局の關係、労務局の關係、資材局の關係、営繕部の關係等のほかに、電務、工務を主体といたしまして、ここに部局ができておるわけでございます。それを大きくわけまして業務部門と施設部門、事務部門ということでございます。電氣通信研究所、これも総務長官のもとに入れたのでございます。現在の通信省の電波局の仕事が、今度はここに外局として電波廳が無線機器、通信の監督官廳としてあるわけでございます。それから航空保安廳、これは通信省現在機構圖の次官から下つております。線の一番右の方に、事務所という形がございまして、通信省は必要の地に事務所を設置することができるといふことで、この事務所という中にあるいは貯金支局であるとか、その他のいろいろ事務所があるが、その一つとして航空保安の仕事がこの事務所という形の中に入つておるわけでございます。これは多少意味がございまして、御承知のように航空事業は、終戦後一切が國といたしましては、施設運用できないことが申し上げるまでもないのでございまして、その際に保安業務につきましては通信省がこれをなすことに相なりまして、さしあたり法案の表面には出ておりませんが、事務所という形で今航空保安部というものを

をつくつておるのでございます。これが今度は航空保安廳となりまして、ここに外局として存在することに相なつたわけでございます。なお地方の通信局に對しまする所が地方電氣通信局といふのでございます。通信局からただちに郵便局、電信局、電話局、電氣通信工務局といつたような現業局が、前の組織ではただちにここに來ておるのでありますが、これをたゞいま大臣からも申されましたように、地方電氣通信部といふものを、ほつ各縣に一つ、なおやや数箇所にわけまして、地方電氣通信管理所といふものを第十次の現業監督機關として置いたわけでございます。

それから郵政關係でございます。郵政關係におきましては、まず次官のすぐ下に郵務局、貯金局、簡易保險局、人事局、經理局、資材局、建築局、この七局がございまして、郵務局、貯金局、簡易保險局、人事局は主として現在の秘書課と労務局がいたしております。事務、人事一切をここで取扱つておるにいたしております。經理局は主として現在の總務局の仕事でございます。資材局は現在の資材局、建築局は現在の營繕部の持つておる仕事でございます。

そのほかに途中から監察局というのが置かれておるのでありますが、これは現在まで大臣官房に監察部を設けまして、仕事をしておつたのであります。これは特に後刻御説明もいたしますが、監察制度の拡充という意味をもちまして、しかも他の事業面とは離れまして、大臣直屬の形において監察制度をここに設置いたしたわけでございます。

地方部局におきましては、地方郵政監察局ができました。地方郵政局であるとか、地方貯金局、地方簡易保險局といつたものは現在とまったく同様でございます。従つて郵政省の機構と趣を異にいたしております。これは、機械的には大した変更を見ておらないのでございます。以上簡單でございますが、御説明を申し上げました次第でございます。

○小川原委員長 御質疑なり御意見が、おありの方は、發言を願います。

○富吉委員 私はこの法案の審議に入るに便するため、まず降旗通信大臣の通信行政に關する御抱負を承りたいと思つてあります。

御答弁の便宜上まずお聞きいたしました私の質問の概要は、大体通信省の事業は、御承知のごとくその仕事は、他の省の關係に比較いたしますと、きわめて多岐であるという点、さらにまた非常に常識的でない、いわゆる技術的、科学的なものがその中心をなしておるという点、それやこれやの關係から取残されるというふうなことがあることを、私は久しきにわたつて痛感する一人であります。

このことはわが國が文化國家建設を目ざして行く上にとつて、非常に重要な点であると思つてあります。私もこの際ここに思いを新たにしまして、この通信行政を一段と飛躍せしめなければならぬという考えを持つておるのであります。降旗大臣の御抱負をまず承りたい、このような意味で質問したのであります。

○降旗國務大臣 ただいま前通信大臣富吉委員からごもつともなお説を拜聴いたしました。私も同感に存する次第であります。世間から取残される傾向にあつたことは、今までの状態から申すと、そういうことが當り得たかもしれません。申し上げるまでもなく、先般私が本委員会において申し上げましたように、電話事業について申し上げますと、わが國は世界の二十二番目の國である。いかにその普及發達が遅れておるか、戦争前にはわが國は世界の一等國であると言つて、英米に文化、経済ごとくが比肩するものゝうぬはれておつたところが、いづくぞ知らん、電話事業については世界で二十二番目である。驚くべきことである。こゝういふ事実がすなわち世間から取残されたことを立証しておるものと私は思つてあります。これではいかぬ、通信事業は神経系統の事業である。感が鈍くては活動も、知恵もまわるものではない。そこで戦災によつてこゝむつた打撃は甚大なものであります。がゆへに、この打撃をいかに一日も早く復旧せしむるかということは、今日通信事業人としての私の重大な責任でありますけれども、それにも増して私どもが考えなければならぬことは、國際國家の一員として、わが國が新しい文明と文化のために發足するといふ立場から申しますと、何とかして人並の水準にまでわが國の通信事業を盛り上げて行かなければならぬ。こゝういふ立場から申しますと、富吉前大臣が御注意になりましたような点は、私どもは極力その障害を克服いたしまして、数年の後は、かつて日本にもかくのごとく不便な時代があつたのだといふほどに、通信事業を向上、改善して行く必要があると私はかように

に信じております。すなわち通信事業がもし今日より向上、發展するならば、通信事業關係の人事の問題につきましても、私どもはなおより以上の改善、向上が得るものであるといふ信念のもとに百般の方面より御協力を得まして、この事業を遂行いたしたいものであると信じておる次第であります。

○富吉委員 ただいま御抱負を承りました。力強く感ずるわけであります。が、その御抱負を體現せしむるためには、何と申しまして、通信省は鉄道に次ぐ多数の従業員を擁しておるところであります。現在四十三万といふ従業員がその事業に従業いたしておるのであります。従つて従業員の質、思想といつたようなものと、なだいまお述べになりました御抱負遂行とは、密接不可分の關係にあると思つてございします。眞に大臣の御抱負を生かして行く従業員のこれに対する協力態勢がでなければ、結局口頭禪に終る危険があると思つてあります。ここにございまして、この通信省の従業員の問題に對しまする大臣の御抱負を承りたいのであります。私も経験を持つておりますが、いわゆるスタッフたるものの上層部におきまして、他の官廳にまさるとも決して劣らないことを私は信じておりますが、遺憾ながらこの従業員の大多数はいわゆる従業員組合なるものによつて支配されております。關係上、眞に通信事業を進めて行く上において、多少私も不便を感じたのであります。これらに對して大臣はいかなる御抱負をもつて対処せらるるのであるか、その点を伺いたしたのであります。

○降旗國務大臣 ただいま富吉委員より御懇篤なる御注意がありました。実を申し上げますと、私が通信大臣に就任いたしました時に、ある人は私にこういふ忠告をしてくれたのであります。通信省へ行くと、全通というなか／＼取扱いにくい組合があるのだ、注意しなければいかぬぞ、こういう話であつたのであります。しかし就任後全通の人々に行きあつた率直な私の考えは、私どもは全通の諸君と敵対すべきでなくして、むしろ全通の人々と手を握るべきである。あたたかに心の疎通をはかることによつてのみ、初めて通信事業の萬全を期し得る、この確信を深うせざるを得なかつたのであります。お説の通りに、下級従業員につきましては、今日インフレの荒波の中において生活して行くということに、困窮を告げておる人々が少いとは言へません。私はこれらの人々とほんとうに信じ合ひ、協力し合つて、何とかしてつばな通信事業のもとには、安全な生活が得られるという時をつくつて行きたいと思ふのであります。こういう意味から申しますならば、従業員の諸君もまた私どもと同じようになつて、故むべきは改め、改善すべきものは改善して行くという熱意と良心を持つてもらいたい、かように私はやつて行きたいと思ひます。

○富吉委員 きわめてごもつともな御答弁であり、大体私の期待する御答弁でございまして、私はむしろ自分で経験し、苦しんだので、政党政派を超越して新しい大臣に敬意を表し、そうして眞にいわゆる通信行政をレベル・アップして、そうして先ほどお述べになつた國際的水準に高めるといふことに、一段と御努力をお願いしたいと希求する立場から、私がお尋ねをしておる点を御了承になつて、今お述べになります。その問題を御解決になるために、現在のいわゆる官公吏全般の三千七百円のベースで、はたして大臣のそのお氣持を事実上生かし得ると思はれるかどうか。その点について、大胆率直にひとつ大臣の御意見を承りたい。

○降旗國務大臣 三千七百円で食つて行けるかどうか、生きて行けるかどうかというお話は、率直に私はお答え申し上げませんが、今日の物價高の中においてはずかしいものだと思ふ。そこで御存じの通りに、人事委員会においては一應の基準を發表されたようでありまして、私は率直に申しますと、國家の財政がこれを許し、國家の経済再建のためにこれを容認し得るという建前ならば、私はこれに反対するものではない。ただ御存じのごとくに、日本の經濟の狀態、産業の狀態、労働事情、これらを勘案いたしますと、この年の暮に迫つて、さらでだに動搖不安の多からんとするときに、私どもはあらゆる方面からこれを検討して、その妥當なる点に一線を引き、これこそ最大多数の最大幸福を得るところの線であるといふところに持つて行くことが、われ／＼政治家の責任だ。このことにつきましては、ひとり通信大臣の私のみでなくて、吉田総理初め各閣僚が眞剣になつて考えておられます。私どもは、決して正當に與へべきものを減らすという考えはありません。正當に與へ、正當に働かしむる。正直に働き、まじめに働く者が食つて行けるような狀態にして行かなければならぬという責任は痛感しております。

で、この問題については私は今日明確にお答えする自由を持ちませんけれども、日ならずして吉田内閣においても天下にこれを示し得る機会があると信ずる次第であります。どうか私どもの率直な氣持だけは認め願ひたいと思ひます。

○富吉委員 これもまたきわめてごもつともな御意見で、私とても一應國家財政變遷の任に當つた一人として、御苦心のほどはよく察しております。で、決してむりを申し上げるわけではありませんが、吉田内閣におきましては、ありますと、吉田内閣におきましては、公務員法の改正と給與ベースの改訂とは不可分のものではない、別々であつてよろしいという御意見をおとりになつておるようであります。もちろん私はここに別に政治論を展開する考え方は持つておりません。ただ通信事業をどうしてほんとうにレベル・アップして行くかという眞剣な考えからするならば、一刻も早くとにかく國家財政の現状を國民に知らせ、従業員にも知らせ、そして従業員に要求するところのベースはなか／＼實現はできない、この通りやるのだ、そういう誠意を内閣全体としてお示しになる。通信大臣は通信大臣としてでなく、國務大臣として、特にまたいわゆる現業部門を御担当になり、四十三万の利害休戚を背負つてお立ちになつておるのでありますから、このお立場から閣内において十分御発言になり、そして公務員法と同調して、これらの給與の問題を決定するといふような御態度をおとりにすることが私は必要でないかと思ひます。遺憾ながら現在のところでは、これがばら／＼になつております。

で、公務員法の改正さえ済めばただちに解散だ、こういうような御意見等もいろいろ／＼拜聴いたしておるのであります。私どもももとよりこの解散そのものを決して恐れてゐるものではないが、今のお説の通り、専ら差迫ることときにおいて、これらの官公吏職員の問題をほとんどそのままにして置いて、そして公務員法だけ通して解散というふうなふうの御態度をおとりにすることは、まことに私は遺憾だと思つております。ただ私は決してここで責めるといふために申し上げておるのではないが、この点だけお含みを願つて、現業をおあずかりになる通信大臣として、この点については眞剣なるお氣持をもつておやりになりませんか、今年の暮から春にかけては、よほど通信事業の上にも好ましくあらざる結果を來すであらうといふことは、何人といへども想像し得るところであります。から、私はこの点に對して特に降旗大臣におかれては、格段の御努力をお願いいたしたいのであります。これに對する御抱負が承れば結構だと考えております。

○降旗國務大臣 富吉委員の御意見はまづたく私の考えているところと同じであります。そこでただ私が申し上げたい点は、御存じの通りに吉田内閣は少数與黨の内閣でありまして、たとえて申しますと、われ／＼が平常の姿で立つておるならば、十貫の荷といへども、あるいは二十貫の荷といへども、かつくことがでるのであります。が、少数與黨内閣といふものはさか立ちをしておるようなものであります。これは私はだめだと思ひます。今おつしやつたような意味において、公務員

法を可決する場合には、その裏づけとなつておる給與のベースをきめるといふことは、これは原則的問題であり、それができるならばそれに越したことはない。私は思つておるのであります。従つて私はそういう意味において、あらゆる努力をしておるのであります。が、諸般の情勢がなか／＼思うまじうにならぬといふことは、富吉委員もかつて閣僚の一員であらせられた立場からお考えになつて、御了承のことと思ひます。心持だけは今富吉委員のおつしやつたことに全幅の賛意を表します。そしてその線に沿つて私もできるだけ進んで行きたいと思つております。

○富吉委員 今までの御答弁に對して私は非常に好感を持つたのですが、最後の御答弁はいささか私はふに落ちないのです。そういう政治論をここで出さないで質問者の方からは申し上げておる。またこれは政治問題ではない。そういうふうにお考えになることと思ふ。想の中に間違ひがある。少数與黨内閣であることは初めからわかつておる。しかし給與ベースその他の問題について、決して出しもしないうちから反対もしてない。これを上げることに野黨は一生懸命になつておるのですから、その問題についてただ國家財政の均衡、歳入の面がはたしてうまく行つてゐるか、いなか／＼が検討されるだけであつて、何もこれは少数與黨内閣だから、多数與黨内閣だからといふような問題とは関係ない。この点は誤解なさらぬように願ひたい。おおらかな氣持で私はお尋ねしておるのだから、決して與黨をいじめるとか、内閣をいじめるとか、いふような氣持でなく、私はさつ

きから繰返して申し上げておるうちに、良心的に発言しているつもりです。から、そういうふうにお聞き取りをお願いしたい。私はこの委員会においてあえて政治論を聞かせて、みずから痛快がらんとするものではない。ですから早くこの給與の問題について、とにかく何はさておいても方策を講じないで、悪く言う、言葉は過ぎるかもしれないが、官廳の機構はとまつてしまふ。私はそういう事態に立ち至らなければならないようにこのことを心配している。私は決して共產主義者でもなければ、労働争議を煽動する者でもないことは御承知のはずである。そういう建前から私を来ているのですから、どうかその点をお考え願いたい。しかし何人といえども三千七百円という現状をもつて年を越すことはできないのですから、これを一刻も早くおやりになつて、ことにこの機構改革をお急ぎになるような建前——機構改革を急がなければならぬことは私は十分承知しております。しかし私はこの機構改革の問題より、むしろ給與ベースの方が急がなければならぬ問題だと考えております。いかにりつばな機構をつくつても、そこに居る人々が眞に、大臣の先ほどおつしやつたように、安んじて通信事業に従事し得るという態勢ができない。少くとも、不足ではあるが、どうせ今の現状において労働組合その他の者が満足し得るようなものが、実際にあってできないことはわかつてゐる。しかしながら百尺竿頭一步を進めて、そこに年越しの準備もでき、幾らかの安心をさせる、こういう氣持を私は抱かしめるために、現政府もこの給與の問題のために努力してもらいたい。こういう

うのでなければ、何でもかでも解散にしてしまふ云々というふうな——あるいはまた政治論の中でも今お述べになりまして少数党内閣だから、それでは解散してしまふは多数党になるかといへば、必ずしも選挙の結果は、にわかには逆断しがたいのでありまして、そういう政治上の問題を離れて、現実の通信行政の問題と取組んで考えて行きたい。露骨に言へば、私は監督官廳などというものは、いわゆるあなただけの方の自由経済主義、統制を撤廃するという線からすれば、相当人間を減らすことができると思ひますけれども、實際を言つて、私は逋信省の方はそれは行かないと思つております。人間の能率と、事実上事業を自己を政府がやつてゐるのだから、人をしてやらせておいて、監督してゐるのではなく、自分が仕事をやつてゐるのだから、それ／＼手持ちの仕事があつて、その剩餘はないとにらんでゐる。私も検討してみても、誤つていないと考へてゐる。従つて、決して首を切るとかやめさせるとかいうことでなく、それを安心して働かせるというところに、私は現在大きな努力が拂われなければならぬ。こういう立場から申し上げてゐるのですから、どうかその点を混同してお考えにならぬように願ひたいと思ひます。

○降旗國務大臣 富吉委員よりの御意見はまことに傾聴するところでありまして、私は実はこう考へております。この両省分割の問題につきましても、いわば先ほど申し上げましたように、アメリカはもう大学生くらい大きくなつてゐるのでありまして、日本はまだ幼稚園くらいのものであります。そこでこの両省に分割するというものについて、司令部の意向というものを非常に尊重して行かなければならぬ、教えられるところが多いのだ、かように思つてゐるのであります。従つてわれ／＼は國內において、今富吉委員の申されましたごとく、人員配置の問題を考へることも必要でありまして、さらにアメリカの立場においてこれをどう考へてゐるかということも、これを参考とする必要があると思つてゐるのであります。私はできるだけその辺は手抜かりのないようにして行きたいと思つております。従業員の問題についてはお説ごもつともでありまして、私も前年度におきましては、石炭手当とか寒冷地手当というふうなものは、ずいぶん遅れたように聴いておりましたが、これは遅れるにやむを得ない事情があつたかもしれませんが、今年度はできるだけ早くこれらの人々に渡すようにしてくだないかというので、努力してゐるのであります。まだはか／＼しく行かないので、この点まことに慚愧の念にたゞません。さらに申し上げますと、給與繰上げの問題は、ひとり逋信省ばかりでなく、各省において要求されてゐるのでありまして、國會においてもそういう決議が議決された。こういう意味からいつて、私どもの氣持は何とかしてこれも実現したいと思つてゐるのであります。國家の現状、今日の國家財政から申しますと、それな／＼できない。私も多分の従業員の頭に立つ者といつたしまして、この点においても慚愧たるものを感じております。この点は私も一人の力ではな／＼やりおせざるものではあります。これは先ほど富吉委員の申

されましたごとくに、どうかお互いの、味方であるとか敵であるとかいうことを超越いたしまして、何分御協力と御援助にあずかりたい。この御協力あるならば、御援助あるならば、私どもの望みも必ずや達成せられる。こういう意味で私は進んで行きたいと思つてゐるのでありまして、どうか何分とも御協力を願ひたいと思ひます。

○富吉委員 お氣持は了承いたしました。が、そこで重ねて——これは何も御質問申し上げるのではなく、私の考えを申しておきますが、要するに給料の問題は、いわゆるマッカーサー元帥の書簡も、公務員法の改正——官吏の権限に関する制限と、それからその生活に対する政府の責任と、それから機構の改革。これは三者一体のものなのです。これだけ出してゐる。私もそれはそれを一々実行せしむべく努力して來たのであります。このことを御努力になる限り、野党も與党もない。機構の内部に関する多少の意見の相違はございませうけれども、決して眞正面からでないことをさせるとかというふうな反対はないと思つております。そういうものから、機構の改革の問題も早／＼お出しになるが、同時に給與ベースも早／＼お出しになつて、そしてそれだけ済ましてあつさり解散、こう行かれるのが今日の順序であるにもかかわらず、吉田さんは特に公務員法の改正は向うのあれだからやむを得ない。給與の問題は放つたらかし。ほかの方は、大蔵省の方も何の方向も出て來ないで、逋信省の法案はすいぶん先に進んでおる。こういう形になつておる。こういうことじや首尾一貫しない。ですからどうかひとつ、降旗さんは若い

である若いと言つても別に私より若いという意味じゃないけれども若いゼネレーションをもつて内閣で奮闘して、そんな何でもかんでも解散すればいいといつたような印象を國民に與えるようなことではなしに、それだけのことをする。それでも反対すれば、反対したときこそ解散の一番いい手がある。出し／＼と言つてもこういうことは通りませんから、どうかひとつその点關係の一人として、大いに御奮闘あらんことをお願いして、これは質問じやなしに私の希望を申し上げて、この程度で打ち切ります。

○降旗國務大臣 たいへん御同情あるお言葉を承りまして、私は内心突にうれしく存じております。できるだけ御趣旨に沿つて私も努力したいと存じますから御了承願ひます。

○田中(儀)委員 ただいま本會議も定足数が足りなくて、休憩中だそうです。し、各党も公務員法に対する態度をきめなければならぬということもありまして、大体本日はこの程度にいたします。次回の委員会に同法案に対する質疑を継続したい。こう思ひますので、動議を提出いたします。

○片島委員 これは逋信委員会も非常に関心を持つてゐる問題でありまして、午前中の會議でも連合審査委員会になつてゐるのであります。質問などもなるだけ重複を避けて能率的に審議を進めて行く上からも、合同審査会によつて質疑をやつた方が能率的ではないかと思ひます。私もたくさん質問事項を用意してゐるのでありますが、おそらく私が質問した事項をまた逋信委員会の人が同じようなことを質問しか

ねない。そういうふうにここでやつても、大して能率的でないと思ひますので、今日はむしろこれで散会せられんことを私はお願いいたします。

○小川原委員長 通信委員会との合同審査について、まだ日にちのことは通信委員会の方と打合せいたしておりますが、大体二十四日ということにいたして協議いたしたいと思ひますが、それはおまかせ願ひたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小川原委員長 ではさようにいたします。

それでは本日はこれで散会いたします。

午後三時五十三分散会

昭和二十三年十二月二十五日印刷

昭和二十三年十二月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局